

■登録基準について、一部の基準が緩和されました。(令和3年4月1日時点)

項目	① 一般住宅 〔共同居住型賃貸住宅 (シェアハウス) 以外の住宅〕	② 共同居住型賃貸住 宅(シェアハウス)	③ ひとり親世帯向け共同居住型 賃貸住宅(ひとり親世帯向け シェアハウス)
(1)構造	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法、建築基準法などの法令に違反しないもの。 ・新耐震基準相当の耐震性を有すること。登録申請前に耐震改修工事を行うことができない場合は、工事の完了後に新耐震基準相当の耐震性を有するものとなること。 		
(2)規模	<ul style="list-style-type: none"> ・各住戸の床面積が、 <ul style="list-style-type: none"> *平成7年度までに建築確認を受けた賃貸住宅: 16 m²以上 *平成8年度から平成17年度までに建築確認を受けた賃貸住宅: 18 m²以上 *平成18年度以降に建築確認を受けた賃貸住宅: 25 m²以上であること。 ただし、台所、収納設備、浴室又はシャワー室を共同利用する場合は 13 m²以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体の床面積が、$15\text{ m}^2 \times A + 10\text{ m}^2$以上であること。 (A:入居可能者数。$A \geq 2$) ・各専用部分の入居可能者数は1名とし、床面積は9 m²以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅全体の床面積が、$15\text{ m}^2 \times B + 22\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$以上であること。(B:ひとり親世帯を除く入居可能者数。C:ひとり親世帯の入居可能世帯数。$B \geq 1$かつ$C \geq 1$ 又は$B = 0$かつ$C \geq 2$) ・ひとり親世帯が入居する各専用部分の入居可能世帯数は1世帯とし、床面積は12 m²以上であること。 ただし、住棟全体の床面積が、$15\text{ m}^2 \times B + 24\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$以上の場合は10 m²以上であること。 ・ひとり親世帯以外が入居する各専用部分の入居可能者数は1名とし、床面積は9 m²以上であること。
	<p>※専用部分に収納設備が備えられている場合には、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合には、当該設備の床面積を除く。</p> <p>・建築基準法上の用途である「寄宿舎」の要件を満たし、消防法、建築基準法に適合していること。(手引きP.25 参照)</p>		
(3)設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各住戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること。(共用部分に台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備え、共同利用する場合は各戸に備えなくてよい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の各専用部分又は共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、洗濯室又は洗濯場、浴室又はシャワー室を備えること。 ・便所、洗面設備、浴室又はシャワー室は、5人に1つ以上の割合で備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の各専用部分又は共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、洗濯室又は洗濯場、浴室又はシャワー室を備えることとし、かつ、少なくとも1室の浴室を備えること。 ・便所、洗面設備は、専用部分の合計数3につき1つ以上の割合で備えること。 ・浴室又はシャワー室は、専用部分の合計数4につき1つ以上の割合で備えること。
(4) 賃貸条件 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入居を不当に制限しないこと。 × (例)「100歳以上の高齢者のみ入居可能」など。 ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。 		
	<p>※登録に当たっての注意点は手引きP.9 参照</p>		